



ざりがに通信

平成27年12月号

〒477-0032

東海市加木屋町東大堀3-2-55

子らに豊かな放課後を

期待される市町村の役割

これまで「利用の促進に努める」というあいまいだった市町村の役割が国の制度をふまえた方法で実施する主体となり、実施方法や運営方法が大きく変わることになった。

得した指導員を、児童40人に2人以上配置するー2点が従うべき基準でそれ以外は参酌基準として市町村が条例で定める。

市町村が実施主体に

- 子ども子育て支援法で
市町村事業と位置付け、整備目標等「事業計画」の策定を義務づけた。「指導員の処遇改善、人材確保の方策を検討」も盛り込む。
- 児童福祉法で
対象児童を6年生まで引き上げた。市町村は省令に従い条例基準を定める。

学童保育の整備向上を

市町村の条例基準は、運営者や運営形態にかかわらず、その自治体内のすべての学童保育に適用される。実施主体となった市町村には、条例で定めた基準を満たせるように学童保育を整備し、質の確保、向上を図ることが求められる。

2015年12月
理事長 鳴海 汎

基準を条例で定める

省令では「放課後支援員資格」を修



きずな
さあ！絆をあたためよう！

冬の行事案内

1 / 6 新春学童まつり (水)

新日鉄住金体育館

学童交流の新春学童祭りを今年は東海市に移し、新日鉄住金体育館で行います。昔ながらの遊びの「行き先競争」にはじまり、毎日クラブで練習にはげんでいる「コマ運動会」「ドッチビー」、まるまるねのこどもたちも加わる「おやつ食い競争」、そして今回の新競技「ボールわたし」の5種目で優勝を争います。

『自然と遊びの体験講座』 H27年度東海市まちづくり協働推進事業

1 / 2 3 基地遊び&閉講式 (土)

加木屋丘陵

ふる里の四季を体感する講座が27年度修了日を迎えます。冬木立の里山の秘密基地づくり。昼食には焼き芋・豚汁を食べます。朽木の虫さがしや木登りにもチャレンジします。



けいひんつ
景品付き

学童っこクイズ

みんなにクイズだ！！

こんかい あんごう
今回は暗号をといてもらおうぞ！！

ゆき=0 てぶくろ=0 なべ=1 年賀状=5 すごろく=1
12月=2 みのむし=3 おちば=2 学童まつり=6

Merry Xmas=?

?に入る数字を答えてね！

ヒント→数字は決まったルールでだされています。 もじ かたち
文字を形でみてみてね。

